

第二次松阪市環境基本計画策定支援業務 仕様書

1 業務の目的

松阪市環境基本条例（以下、「条例」という）第9条に基づき策定された松阪市環境基本計画（以下、「第一次計画」という）が、平成29年度をもって第一次計画期間が終了する。第一次計画策定以降には東日本大震災や福島第一原子力発電所事故が発生し、社会環境が変化した。それに伴い住民意識も変化し、また再生可能エネルギー技術の進展など環境面も大きく変化しており、環境行政においても変化への対応が求められている。このような現状を踏まえ、近年の環境に関する社会の変化などに対応しつつ、「うるおいある豊かな環境の保全と創造」に関する施策を総合的かつ今後10年間の長期に渡り計画的に推進するため、本市では、実効性のある計画として第二次松阪市環境基本計画（以下、「第二次計画」という。）を策定する。本業務は、市が第二次計画を策定するにあたり、各種調査や資料収集などにより市の策定業務を支援することを目的とする。

なお、業務を進めるにあたっては、松阪市が主体となって行うが、松阪市環境審議会、松阪市環境基本計画策定委員会、パブリックコメントでの意見等や受託者の専門的な知見を加え行うものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

第二次松阪市環境基本計画策定支援業務

(2) 計画対象地域

松阪市全域

(3) 業務実施期間

契約締結日から平成30年3月20日まで

3 業務の内容

(1) 業務実施計画書の作成

本業務の実施にあたり、業務内容とそのスケジュールを明確にした業務実施計画書を提出し、松阪市の承認を得て第二次計画の策定を支援するものとする。

(2) 計画策定のための基礎調査の実施

松阪市が提供する環境に関する資料及び市民意識調査に係る資料に基づき基礎調査を実施し、専門的な知見から環境の現状について整理すること。なお、現状の整理にあたっては、国の第四次環境基本計画や、第二次計画の環境目標等を見据え、体系的に整理すること。また、国内外の環境政策動向等も踏まえ、必要に応じて追加の基礎調査を実施すること。

(3) 第一次計画の検証及び現況整理

第一次計画について、施策の進捗状況及び環境目標の検証を行い、松阪市の環境関連の施策の現況について整理すること。なお、施策の進捗状況及び環境目標の状況は松阪市で把握し資料として提供する。ただし、必要に応じて関係部署へのヒアリング調査等を実施し、第二次計画策定に繋がる検証を行うこと。

(4) 計画の基本的事項の整理、課題の抽出

第二次計画策定の基本的な枠組みとして、計画の背景や計画期間、役割等の基本的事項を整理するとともに、基礎調査や現行計画の検証結果などを踏まえ、課題を抽出・整理すること。

(5) 環境目標、数値目標・指標の設定

条例や環境施策に関する課題を踏まえつつ、めざすべき環境像・環境ビジョンの検討を行うとともに、環境像実現のための環境目標の設定、数値目標や指標の設定を行うこと。

(6) 環境施策・各主体の役割（環境行動指針）等の整理・設定

第二次計画に記載する市の環境関連施策を体系的に整理・設定し、市や市民、事業者等の取組み（条例に定める「環境行動指針」）を設定すること。なお、整理にあたっては、本市における環境に関する課題や施策の現況、全国における最新の環境関連施策などを考慮し、整理・設定すること。特に、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の開催や国の地球温暖化対策計画の閣議決定など、著しく情勢が変化している地球温暖化対策に関しては、地域特性を十分に踏まえた環境施策の検討・設定を行うこと。

(7) 計画の推進方策の設定

計画の推進体制、進行管理の方法等について、第一次計画における推進方策についての検証を踏まえつつ、実効性のある方策を検討し設定すること。なお、設定にあたっては、全国における最新の環境関連計画などを考慮すること。

(8) 会議の運営支援

第二次計画の策定にあたり、松阪市が設置する検討組織（松阪市環境審議会、松阪市環境基本計画策定委員会）について、提出資料の作成を行うとともに、開催当日オブザーバーとして参加すること。なお、開催回数については、以下を予定する。

松阪市環境審議会：2回

松阪市環境基本計画策定委員会：7回

(9) 業務打合せ

円滑な業務遂行のため松阪市と適宜、業務打合せを実施すること。なお、開催回数については、以下を予定する。

業務着手時：1回

策定委員会前：7回

(10) パブリックコメントの支援

市民からの意見募集を行うためのパブリックコメントに向けて、公表用の資料を作成するとともに、松阪市の対応方針の作成支援、及び計画書への反映検討を行うこと。

(11) 計画素案の作成

前項までの検討結果を踏まえ、第二次計画の素案を作成すること。

なお、素案の作成にあたっては、グラフ、図表、イラスト等を活用し、市民等が内容を的確に理解できるような構成や文章となるように検討すること。計画素案（最終版）は、平成29年12月28日までに松阪市に提出すること。

(12) 環境基本計画書の作成

第二次計画の最終案を取りまとめ、基本計画書として公表するための編集及びデザイン・レイアウト作業を行うこと。また、基本計画書の内容を簡潔にまとめた概要版の作成を行うこと。なお、印刷仕様は以下の通りとし、モノクロ印刷に対応できるように作成すること。

- ・ 基本計画書（冊子：A4判、100ページ程度、部分カラー）
- ・ 概要版（A4判、8ページ、カラー、両観音折り）

4 成果品

(1) 成果品の作成

業務終了までに、以下の成果品を松阪市に提出すること。なお、成果品は原則としてワードデータにて作成し、成果品納品の際は PDF データも併せて納品すること。

- ・打合せ記録の電子データ
- ・基本計画書及び概要版の電子データ

(2) 成果品の提出方法

各成果品の提出方法は、以下のとおりとする。

- ・打合せ記録の電子データ・・・・・・・・ 電子メール
- ・基本計画書及び概要版の電子データ・・・ CD-R（郵送可）

(3) 成果品の提出期限

各成果品の提出期限は、以下のとおりとする。

- ・打合せ記録の電子データ・・・・・・・・ 打合せ後 7 日以内
- ・基本計画書及び概要版の電子データ・・・ 平成 30 年 3 月 20 日

5 その他

(1) 協議・打合せ

受託者は、本仕様書及び本委託契約に基づき松阪市と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行すること。本委託契約等に関する協議や各種打合せに要する経費は、受託者の負担とする。

(2) 関係機関との連携

本仕様書は、策定支援業務に関して基本的事項を示したものである。策定支援業務の実施にあたっては、松阪市環境審議会、松阪市環境基本計画策定委員会における協議、意見等を最大限尊重しつつ、連携して策定にあたること。

(3) 第一次計画との整合

第二次計画の策定にあたっては、条例を基本とし、第一次計画との整合を図ること。成果品となる計画書については、第一次計画を基準として策定を行うこと。

(4) 手直し

納入後であっても、業務内容及び成果品について、問合せその他の対応を求めることがある。また、不備が発見されたときは、速やかに加筆訂正等を受託者の負担において行うこと。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(6) 著作権

この業務に関して収集された情報及び著作権は松阪市に帰属するものとする。

(7) その他

- ・従事者等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。なお、賃金の支払い状況において、従事者から未払い等の申し出があり、松阪市が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出すること。また、必要に応じ労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。
- ・本仕様書に記載がない事項が発生した場合は、松阪市と受託者の協議により決定するものとする。

事務担当：松阪市役所環境生活部環境・エネルギー政策推進課

(TEL:0598-53-4425)